

(答弁者：教育総務課長)

皆さんへの就学支援は、「浪江町立なみえ創成小・中学校制服等支給要綱」や「浪江町立学校児童生徒就学支援金交付要綱」等の基準により支給しています。

これら要綱等の基準は、町の教育委員会の委員による会議において決定し、支給に際しては、保護者の皆さんから提出いただいた書類を要綱等に沿って、教育委員会事務局がしっかり審査をして、公正・平等に支援をしているところです。

現在の就学支援制度がいつまで続くかは、今後の児童生徒数の増加等を踏まえたうえで、町の財政事情によっては、基準を改め、支給の対象が限定されること等もあり得ます。

しかし現段階では、保護者の皆さんの経済的負担を少しでも減らして、児童生徒の皆さんが元気に、安心して毎日の勉強に取り組めるように、可能な限り支援を続けて行きたいと考えております。